

稻美町訪問理美容サービスについて

対象者



訪問理美容サービスを利用したい！

- 高齢者と重度障害者(身障手帳1.2級又は療育手帳A判定)
- ①おおむね65歳以上の単身世帯の方
- ②おおむね65歳以上の方のみの世帯の構成員
- ③身障手帳1.2級又は療育手帳A判定を受けている単身世帯の方
- ④身障手帳1.2級又は療育手帳A判定を受けている方のみの世帯の構成員
- ⑤身障手帳1.2級又は療育手帳A判定を受けている方とおむね65歳以上の方のみの世帯の構成員

上記のいずれに該当し、町民税非課税世帯(4~6月については前年度分の町民税非課税世帯)の方で外出が困難な方

① 訪問理美容サービスについて電話で確認します。



まずは電話でご確認を！
稻美町役場 健康福祉課
高年・障害グループ
電話 079-492-9137

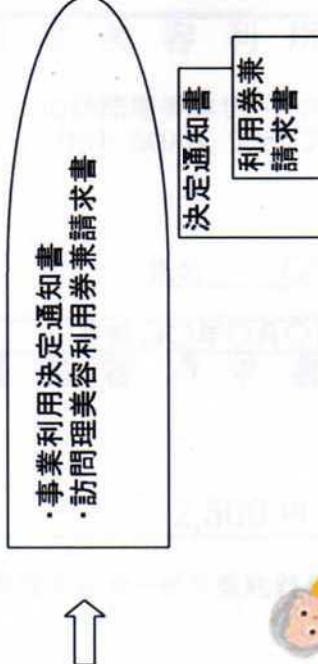
対象になるかどうかお調べします。
(上記「対象者」参照)

② サービス利用申請書を役場へ提出します。



申請書

③ 対象の方へ書類が役場から送付されます。



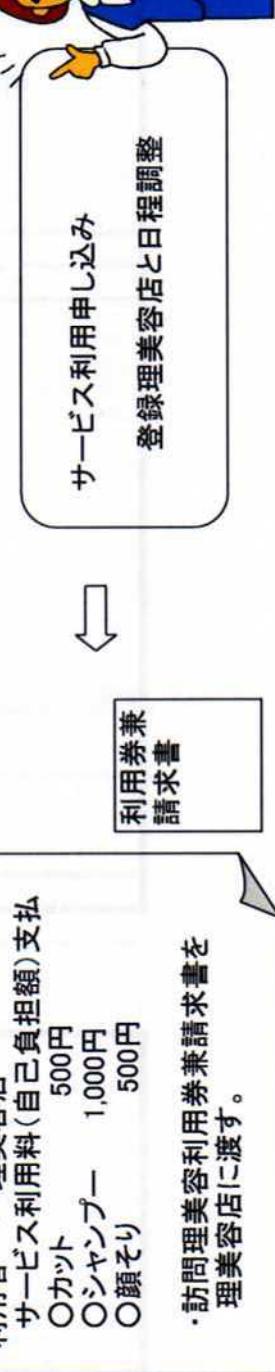
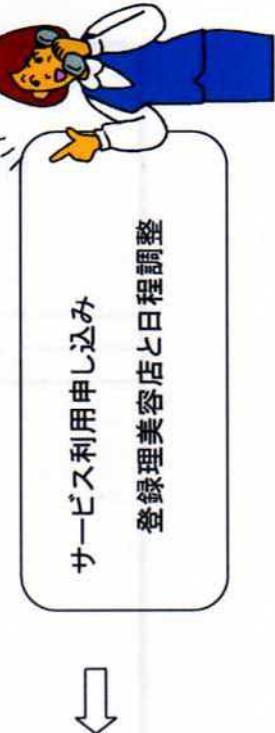
⑤ サービスを利用し自己負担額を理美容店へ支払う。

利用者 → 理美容店
サービス利用料(自己負担額)支払
○カット 500円
○シャンプー 1,000円
○顔そり 500円

・訪問理美容利用券兼請求書を
理美容店に渡す。

役場 → 理美容店へ
・請求金額の支払

④ 登録の理美容店と日程調整をします。



⑥ 役場が理美容店へ請求額を支払います。

役場 → 理美容店へ
・請求金額の支払